

南箕輪村

高齢者福祉サービス制度

および介護保険サービス事業所一覧表

高齢者のみなさんが、住み慣れた地域でその人らしい生活ができるよう、また、介護者の負担の軽減を図ることができるよう、村では、次のような在宅福祉サービスを行っています。

在宅介護や、日常生活で何かお困りのことがありましたら、地域包括支援センター、または、役場健康福祉課高齢者支援係へご相談ください。




お問い合わせ先

南箕輪村役場 健康福祉課 72-2105

南箕輪村地域包括支援センター 72-2105

南箕輪村社会福祉協議会 76-5522

(1) 総合相談窓口

<p>地域包括支援センター</p> 	<p>住み慣れた地域でその人らしく生活を送れるよう、保健、介護、福祉分野で連携し、支援を行う地域介護の相談窓口です。</p> <p>主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関する総合的な相談への対応、支援 ・介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント ・ケアマネージャーへの支援やネットワークづくり ・高齢者に対する虐待の防止と権利擁護事業
--	---

(2) 介護予防事業・日常生活支援総合事業

<p>ゆったり水中教室</p>	<p>内 容 介護予防拠点施設の健康運動浴槽「ふれあいプラザ」を利用した水中運動を通じて体力の向上を図ります。初心者コースと復習コース、男性コースがあります。</p>				
<p>地域介護予防活動支援</p>	<p>内 容 老人クラブ、地区社協等の地域活動組織における介護予防教室等の支援として、出前講座を行います。</p>				
<p>げんきあっぴクラブ</p>	<p>内 容 各地区公民館で一般の高齢者を対象に、筋トレ、レクリエーション、脳トレ等の活動を行います。介護予防についての講話もあります。</p>				
<p>げんきあっぴ 通信講座</p>	<p>内 容 自宅にて郵送によるトレーニングの個別指導、1か月間の取組結果を提出するとインストラクターからのアドバイスと応援メッセージが届きます。</p>				
<p>ゆうゆう トレーニング教室</p>	<p>内 容 げんきあっぴクラブの会場までご自分で行くことが困難な方を対象に行う送迎付き介護予防教室です。健康運動指導士による運動指導、レクリエーション、脳トレなどを行います。会場は、デイサービスセンター松寿荘。</p>				
<p>介護予防・生活支援 サービス事業</p>	<p>内 容 要支援 1・2 の認定を受けている方、または基本チェックリスト※の基準に該当している介護予防・生活支援サービス事業対象者の方が、介護予防と自立支援を目的としたサービスが利用できます。ケアマネージャー等が作成するケアプランが必要です。 利用できる事業所は居宅サービス事業所一覧表をご覧ください。</p> <table border="1" data-bbox="183 1713 1520 1906"> <tr> <td data-bbox="183 1713 454 1825"> <p>訪問型サービス</p> </td> <td data-bbox="454 1713 1520 1825"> <p>内 容 自分ではできない日常生活の行為がある場合に、ホームヘルパー等による調理や掃除、洗濯などの生活支援や、着替えや入浴などの身体介護が受けられます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1825 454 1906"> <p>通所型サービス</p> </td> <td data-bbox="454 1825 1520 1906"> <p>内 容 デイサービスセンターや宅老所等で、日常生活上の支援のほか、運動やレクリエーションなど自主的な通いの場を提供します。</p> </td> </tr> </table>	<p>訪問型サービス</p>	<p>内 容 自分ではできない日常生活の行為がある場合に、ホームヘルパー等による調理や掃除、洗濯などの生活支援や、着替えや入浴などの身体介護が受けられます。</p>	<p>通所型サービス</p>	<p>内 容 デイサービスセンターや宅老所等で、日常生活上の支援のほか、運動やレクリエーションなど自主的な通いの場を提供します。</p>
<p>訪問型サービス</p>	<p>内 容 自分ではできない日常生活の行為がある場合に、ホームヘルパー等による調理や掃除、洗濯などの生活支援や、着替えや入浴などの身体介護が受けられます。</p>				
<p>通所型サービス</p>	<p>内 容 デイサービスセンターや宅老所等で、日常生活上の支援のほか、運動やレクリエーションなど自主的な通いの場を提供します。</p>				

※基本チェックリスト：近い将来、要支援・要介護状態となる恐れがあるかどうか判定するためのアンケート

(3) 高齢者等の生活支援

緊急通報装置設置事業	対象者 ひとり暮らしの高齢者や障がい者世帯及びそれに準じる世帯等 内容 専用通報機器を設置し、病気やけが等の緊急時に外部に通報できる体制を確保します。 利用回数等 24 時間対応可能 費用負担 利用者の収入により費用負担あり
ホームヘルプサービス (軽度生活援助事業)	対象者 おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯(介護保険の要支援要介護状態の方は除きます) 内容 食事、食材の確保、掃除、家屋内の整理等、生活支援、健康、栄養管理を行います。 利用回数等 派遣時間は 1 回 1 時間程度 費用負担 1 時間 100 円
まっくん生活支え愛事業	対象者 75 歳以上だけの世帯、または、障がい者のみ世帯で、世帯員全員が援助を必要とする世帯。ただし、同一敷地内または約 100 メートル以内に居住する子の世帯がある場合は、子の世帯員全員が援助が必要な方であること。 内容 有償ボランティアにより、以下のサービスを実施します。 (1) ごみ出し (2) ごみの分別 (3) 除雪 (4) 電池、電球及び蛍光灯の交換 (5) 買物(生活必需品に限る) (6) 灯油の給油 利用回数等 年 24 時間(30 分の助成券を 48 枚を上限に交付。除雪については助成券を交付せず、時間の上限はありません。) 費用負担 サービス 30 分につき 50 円(除雪は 30 分につき 100 円)
ショートステイ (短期宿泊事業) 	対象者 おおむね 65 歳以上の虚弱な高齢者(介護保険の要支援要介護状態の方は除きます) 内容 介護者や家族が疾病や冠婚葬祭で介護ができないとき、一時的にご利用いただけます。 利用回数等 1 回の利用につき 3 日まで 費用負担等 1 日 昼のみ 1,000 円 夜間 2,000 円 ※ 食費は実費
介護予防生活支援 用具貸出事業 	対象者 心身の障がい等により日常生活に支障のあるおおむね 65 歳以上の高齢者等(介護保険の要支援要介護状態の方は除きます) 内容 介護予防のためベッド、車椅子等の貸出しを行います。 利用回数等 介護保険の適用になるまで 費用負担等 ベッド 10,000 円 車椅子 3,000 円 他
住宅改修事業 	対象者 65 歳以上の要介護認定、要支援認定者等で、前年の所得税額の合計が 8 万円以下の世帯の方 内容 70 万円までの改修費のうち、9 割分を補助(介護保険の要支援、要介護認定を受けた方については、介護保険の適用を優先します。)

訪問理美容助成事業	対象者 理美容院を利用することができない要介護認定3、4、5の認定者及び障がい者（①身体障害者手帳1、2級の交付を受けた方②精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方）等 交付枚数等 助成券1回1,000円 年6枚（2ヶ月に1枚） 自己負担があります。
-----------	--

配食サービス	対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等 内容 調理が困難な高齢者等に対して昼食時に弁当を配達し、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行います。 費用負担等 1食 400円（おかずのみ 300円） 備考 減塩食等の特別食もご利用いただけます。（追加費用あり）
--------	--



給食サービス	対象者 70歳以上の援護の必要なひとり暮らし高齢者等 内容 月2回、栄養のバランスのとれた食事の提供と安否確認を行います。 備考 社会福祉協議会事業 無料
--------	--

生活支援サービス (みなみちゃん)	対象者 南箕輪村在住の方で社会福祉協議会が認めた方 内容 通院付添い、買い物、散歩、話し相手、見守り等 備考 社会福祉協議会 1時間800円
----------------------	---

認知症初期集中支援 推進事業	対象者 認知症が疑われているが医療や介護サービスを受けていない方 内容 認知症の行動心理症状が顕著な方 医療や介護の専門職が集中的に関わり、医療機関や介護サービスにつなげたり、ケアについてのアドバイスをします。サポート医とチーム員（医療福祉の専門職）が支援にあたります
-------------------	--


認知症等見守り支援 事業	対象者 村内に居住し、認知症もしくは認知症の疑いがある方で一定の条件を満たす方。 内容 個人賠償責任保険への加入 保険内容 <ul style="list-style-type: none"> ・保険の種類 個人賠償責任保険（電車遅延損害、受託賠償を担保） ・補償額 5億円（上限額） ・保険の期間 1年間（当該年度の10月1日～翌年9月30日まで） ・自己負担額 1,000円
-----------------	--

補聴器購入費用助成 事業	対象者 村内に居住する75歳以上の非課税世帯の方。また、聴力レベルが一定の条件を満たしており、医師により補聴器の使用が必要であることが証明されている方。 内容 聴力機能の低下のため日常生活に支障をきたしている、軽度の難聴者（身体障害者手帳の交付に至らない者）に対し補聴器購入費用の一部を助成します。 助成額 補聴器の購入費用の額とし、2万円を上限とする。
-----------------	--

指定ごみ袋購入チケットの追加無料交付	対象者	紙おむつを使用している介護世帯
	内容	当初配布した指定ごみ袋購入チケットを使い切ってしまったときは、紙おむつの領収書（紙おむつの銘柄が分かればレシートでも可）を役場にお持ちいただき、役場にて申請書をご記入いただければ、追加してチケットを無料交付します。
	上限枚数	10枚

（４）移動支援

タクシー利用料金助成事業	対象者	75歳以上の運転免許を持たない方や重度障がい者（①身体障害者手帳1、2級の交付を受けた一定の障がい有する方②療育手帳A1、A2の交付を受けた方③精神障害者保健福祉手帳1、2級の交付を受けた方）等
	内容 交付枚数	1枚あたり500円の利用券を交付します。 年32枚（最大）※申請月により交付枚数が異なります。

福祉移送サービス事業		対象者	村内在住の方で、交通手段を持つことができない70歳以上の高齢者や要介護認定者、要支援認定者、障がい者（①身体障害者手帳1～3級の交付を受けた方②療育手帳A1、A2、B1の交付を受けた方③精神障害者保健福祉手帳1、2級の交付を受けた方）等 （事前に利用登録が必要）
		内容 利用回数等 費用負担	医療機関、買い物等への移動に際し、専用車両にて移送します。 1ヶ月に4回を限度とし、1回あたりの利用時間は1時間以内 南箕輪村、伊那市、箕輪町を運行範囲とします。 無料 登録時に保険料として1,000円が必要です。

車椅子移送用車両貸出事業	対象者	村内在住の方で、身体障がい者や高齢者等自力では移動困難な方
	内容	買い物、医療機関、福祉施設、公共施設等への移動に利用可能です。事前に予約・申込みが必要です。運転手はご自分で見つけてください。
	利用期間	貸出可能時間は8:30～17:30まで。1日が目安となります。
	費用負担 備考	車両の貸出しは無料です。ただし、ガソリン代等は利用者の負担です。 社会福祉協議会事業です。申込みは直接社会福祉協議会（76-5522）までお問い合わせください。

特殊車両利用助成事業	対象者	世帯総所得500万円未満の方で、車椅子若しくはストレッチャーのためのリフト若しくはスロープ又は寝台等の特殊な設備を設けた自動車を使用しなければ外出ができない要介護認定2、3、4、5の認定者等
	内容	上伊那郡市内の医療機関等への通院等に特殊車両を利用した場合、利用料金の2分の1（自己負担が1,000円を超える場合は超えた額全額）を助成します。
	利用回数等	年24枚（医師の指示で月2回以上の通院が必要な方48枚、透析患者等192枚）の利用助成券を交付



まっくんバス回数券 交付事業	対象者	運転免許を有効期間内に自主返納された、障がい者
	内容	まっくんバス回数券の100円の券を50枚交付します。 なお、運転経歴証明書をお持ちの方は、100枚交付します。バス乗車時は運転経歴証明書の提示が必要です。 申請には、次の書類いずれかが必要です。 (1) 運転免許の取消通知書 (2) 運転経歴証明書 (3) 無効確認を受けた運転免許証
	費用負担等	無料 ※なお、75歳以上の方は、H30年4月から無料 (降車時に後期高齢者医療の被保険者証の提示が必要です。)

(5) 生きがい活動支援


福祉入浴券交付事業	対象者	70歳以上の方、身体障害者手帳の交付を受けている方(1級~4級所持者)、療育手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。
	内容 交付枚数	大芝の湯が利用できる入浴券を交付します。 年5枚(5回利用可能)


地域福祉活動 支援事業	対象者	村内の各地区において介護予防に資する活動を行おうとする地域住民による地域福祉団体
	内容 備考	活動支援を図るため、補助金を交付します。 地区ごとの高齢者数に応じた補助と活動に応じた補助があります。

(6) 介護保険サービス利用者負担額軽減

介護サービス利用者 負担額軽減事業	対象者	介護保険料所得段階第1段階~第9段階の方のうち、居宅介護サービス等を利用した要介護認定、要支援認定者
	内容 軽減割合	1年間に負担した介護サービス利用者負担額を所得に応じ軽減します。 介護保険料所得段階第1段階の方は利用者負担額の3割を、第2~5段階の方は2割を、第6~9段階の方は1割をそれぞれ助成します。(ただし、介護サービス利用者負担額が2割の方の軽減割合は、それぞれの段階の軽減割合の2分の1とします。)
	備考	年に1回軽減分を支給します。

(7) 家族介護者支援

 介護慰労金	対象者	寝たきりや、認知症の高齢者等を在宅で介護している方
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護4、5の方を介護する介護者 14,000円/月 ・要介護3の方を介護する介護者 8,000円/月 ・要介護2の認知症の区分がⅢ以上の方を介護する介護者 5,000円/月
	備考	半年ごとに年2回支給します。

介護用品助成事業 	対象者 要介護 4、5 に認定された方を在宅で介護している方で、住民税非課税世帯の方
	内容 おむつ等の介護用品代を支給します。上限75,600円/年 備考 半年ごとに申請書を送付します。申請時に領収書の添付が必要です。ただし、半年で上限金額を上回る場合は、年1回の支給となります。

家族介護者交流事業	対象者 高齢者等を現に介護している家族
	内容 介護から一時的に解放し、介護者相互の交流等を通じて心身の元気回復を図ります。
	備考 年3回開催予定 参加負担金があります。

ゆうゆうチケット (家族介護者支援事業)	対象者 要介護 3、4、5 に認定された方を在宅で介護している方
	内容 介護者及び介護を受けている方が、入浴、食事、タクシー、薬局等に利用できる券を交付します。
	備考 500円券を年24枚交付

徘徊高齢者家族支援サービス	対象者 徘徊のみられる認知症の高齢者を介護している家族
	内容 認知症の高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できる機器の導入費を補助します。
	備考 導入補助 5,000円


(8) 権利擁護事業

虐待等に関する相談	内容 高齢者等への虐待の早期発見、把握に努め、その対応や、相談に応じます。虐待防止センター：72-2105（内線234）

成年後見制度利用支援事業	内容 成年後見を必要とする方で一定の条件に該当する方に、成年後見制度の村長申立の実施や、成年後見人等に係る費用を支援します。

日常生活自立支援事業	内容 金銭管理等に不安のある方を対象に、金銭管理・財産保全サービスを行います。
	備考 社会福祉協議会事業

(9) その他


敬老祝金の支給 	内容 長寿を祝って、年度内に対象の年齢になる方に祝金を贈ります。
	満80歳、満99歳の方 5,000円
	満88歳の方 8,000円
	満100歳の方 50,000円
	満101歳以上の方 10,000円


老人クラブへの助成	内 容 老人クラブの育成を図るため、村の各区の老人クラブへの助成を行っています。
-----------	--

救急医療情報キット 配布事業	対 象 者 65 歳以上のひとり暮らしの方、ひとり暮らしで身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有する方等 内 容 ひとり暮らし等の高齢者や障がい者の方の安全・安心を確保することを目的に、かかりつけ医や持病等の必要な情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで万一の救急時に備え、迅速な救命活動を行うための事業
-------------------	---

交流サロン補助金	対 象 者 交流サロンを実施する個人または団体 事業対象 地域の高齢者が参加し、月 1 回以上行われる交流・運動等の活動で他の制度による助成・補助等を受けておらず、営利を目的としていないもの。
----------	---

(10) 施設入所関係

 <p>養護老人ホーム</p>	対 象 者 65 歳以上で、経済的理由又は環境上の理由により、居宅での養護が困難な方 内 容 養護老人ホームに入所し、生活の場としていただきます。 費用負担 入所者本人の負担能力に応じて費用負担があります。 また、入所者の扶養義務者からも負担能力に応じて費用負担があります。
---	--

 <p>特別養護老人ホーム</p>	対 象 者 原則として要介護3から要介護5の認定者 内 容 食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。 費用 サービス費用の1～2割、居住費、食費、日常生活費の負担があります。 備 考 村では、上伊那広域連合が入所調整を行う特別養護老人ホームの入所受付を行っています。
--	---

※高齢者福祉サービスについては、令和3年5月現在のものです。



